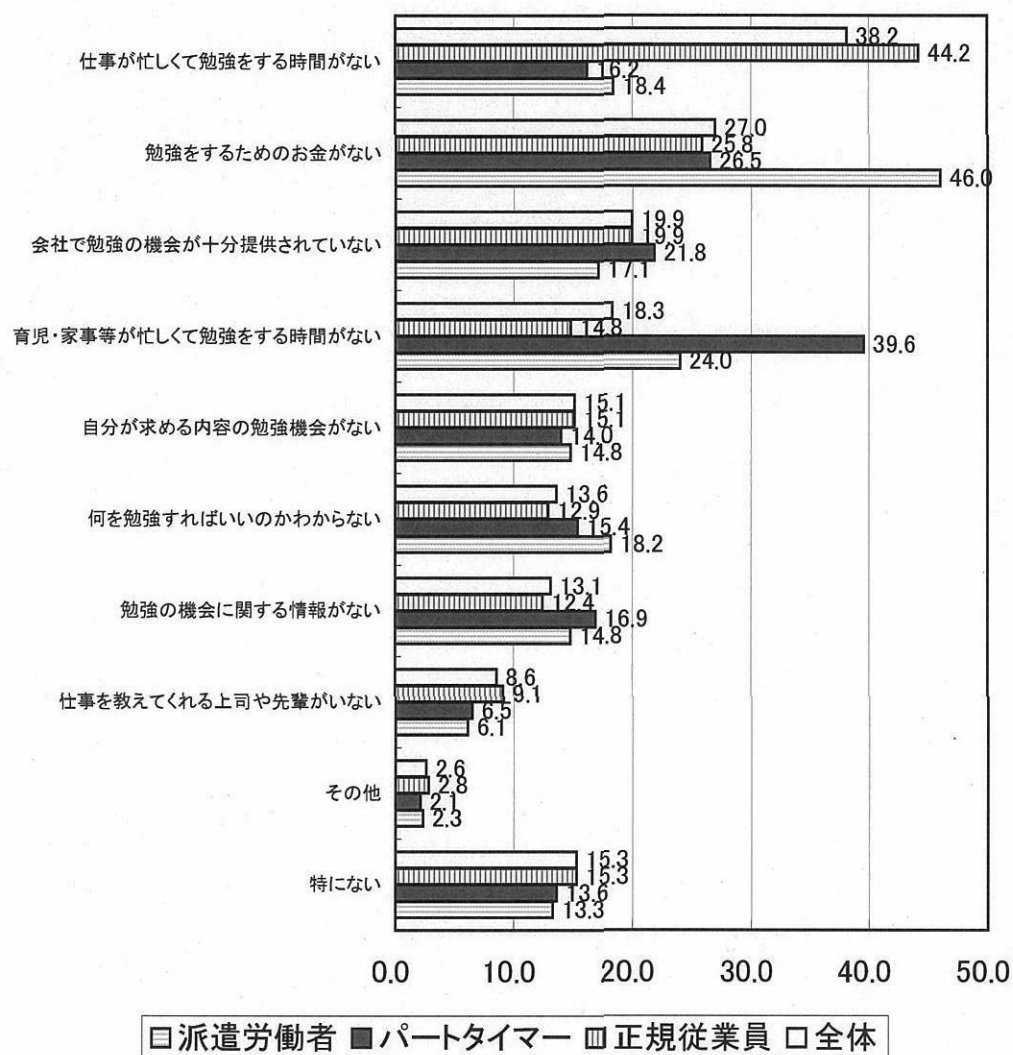


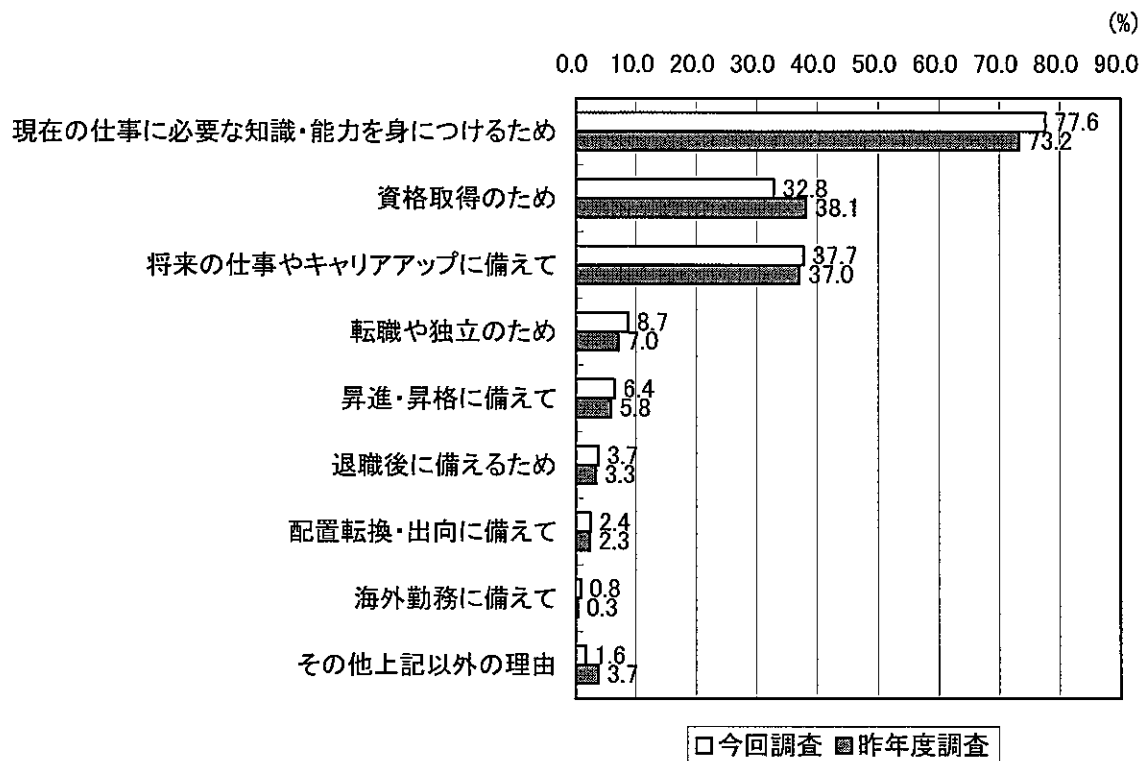
2 能力開発を行う上で障害となること(複数回答)(労働者調査)



資料出所: 2004年(独)労働政策研究・研修機構
「労働者の働く意欲と雇用管理のあり方に関する調査」

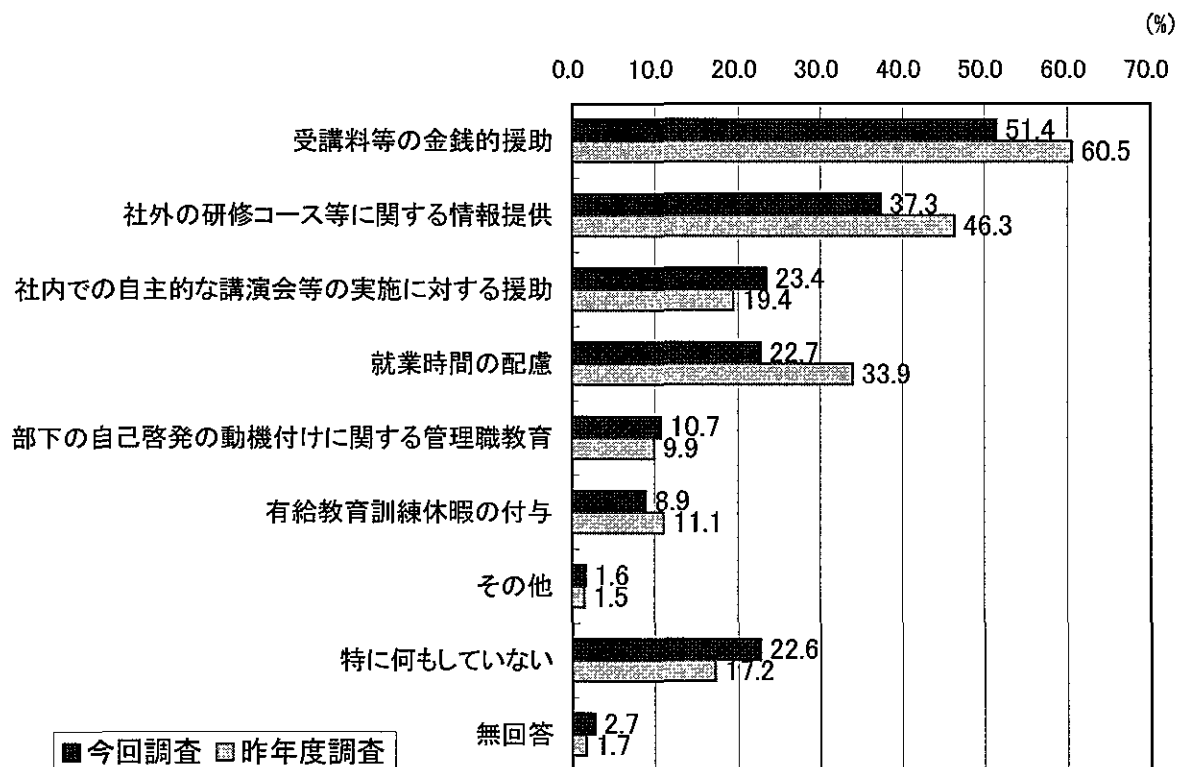
注)・「労働者の働く意欲と雇用管理のあり方に関する調査」の調査対象従業員は、従業員数100人以上の企業10,000社を無作為抽出し、その企業の労働者。

3 自己啓発の目的



資料: 2003年 三井情報開発(株)総合研究所 厚生労働省委託「能力開発基本調査報告書」

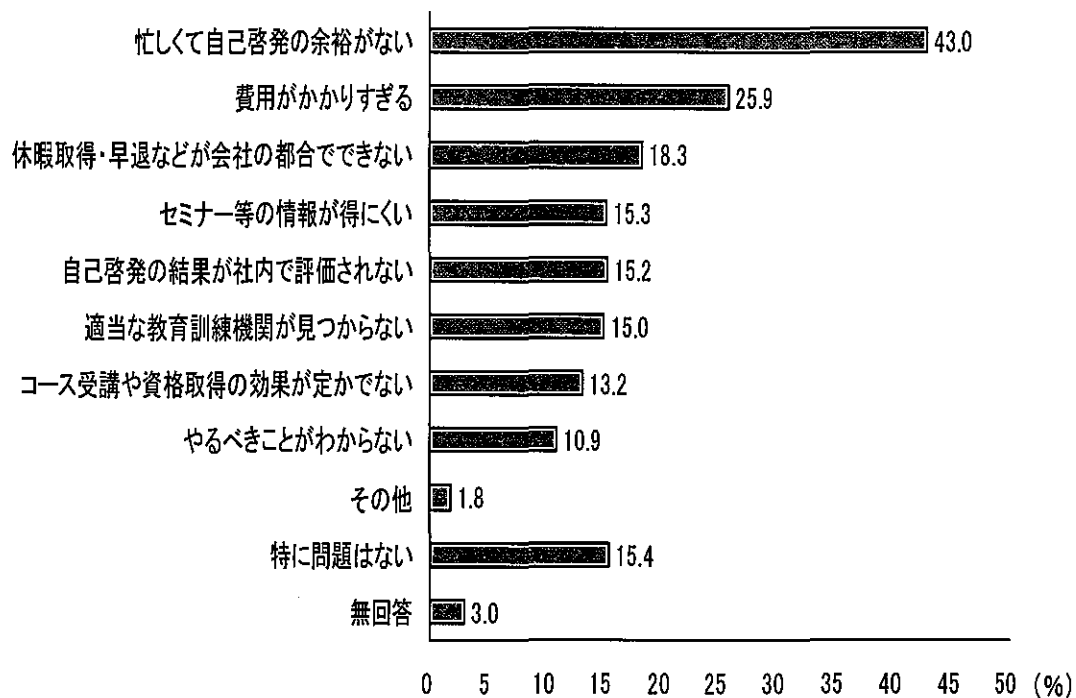
4 従業員の自己啓発に対する支援状況(複数回答)



資料出所: 平成14年度 日本労働研究機構 厚生労働省委託「能力開発基本調査報告書」

5 自己啓発にあたっての問題点(複数回答)

自己啓発にあたっての問題点(複数回答)



資料出所:平成13年度 日本労働研究機構 厚生労働省委託「能力開発基本調査報告書」

注)・「能力開発基本調査報告書」の調査対象従業員は、従業員30人以上の企業に勤務する者。

4. 職業能力開発行政に係る指摘事項

職業能力開発行政に係る指摘事項について

1. 能力開発の重要性

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003
(平成15年6月27日閣議決定) (抄)

4. 雇用・人間力の強化

－雇用については、何歳であっても、能力を開発し、拡大するサービス産業などで仕事の機会が得られる労働市場をつくる。特に、若年者の働く意欲を喚起しつつ、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進する。また、女性の能力発揮のための取組の推進を図る。さらに高齢者の活用を図る。教育については、義務教育から大学までの教育の質を高める。

- 構造改革と経済財政の中期展望－2003年度改定
(平成16年1月19日閣議決定) (抄)

3. 構造改革の加速・拡大

(雇用創出の強化)

- ・ 労働需給のミスマッチの解消、能力開発・職業訓練、労働移動支援等に関する政策に重点化する。その際、民間を積極的に活用する。
- ・ 学卒者等への就職支援、教育・人材育成の強化、就業機会の創出等を内容とする若者自立・挑戦プランを民間を積極的に活用しつつ推進する。

2 官と民の役割分担について

(規制改革関係)

○ 規制改革の推進に関する第2次答申

－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－（平成14年12月12日）（抄）

第1章 横断的分野

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

⑥職業紹介・職業訓練

職業訓練については、雇用・能力開発機構について平成16年3月からの独立行政法人化が進められているが、一層の民間委託を進める等により民間教育訓練機関の育成を図るとともに、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了後に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずるべきである。【最初の中期目標期間の終了時に速やかに検討・結論】

○ 規制改革の推進に関する第3次答申

－活力ある日本の創造に向けて－（平成15年12月22日）（抄）

第1章 分野横断的な取組

2 労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進等

(2) 雇用保険三事業

【具体的施策】

③ 能力開発事業の効率化、民間活用の促進【平成16年度中に措置】

就業形態の多様化、産業の高度化が進展する中で、公共職業訓練校は充実した設備で訓練を実施することができるという利点がある一方、急速に変化する社会ニーズへの迅速な対応が困難であるため、講座の内容が実情に合わないなどといった欠点が指摘されている。

したがって、公共職業訓練については、就職率等一定の目標を設定し、目標を達成できない職業訓練を廃止するなど早期再就職等を促進するため効率的・効果的な事業を行うべきである。また、就職率に応じて委託費を支払うなど事業の効率化等を推進するとともに、就職希望者のニーズにマッチした民間教育訓練事業の育成等を行い、民間の活力を最大限に活用すべきである。

(特殊法人等改革関係)

○ 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）（抄）

Ⅱ 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

（１）特殊法人

雇用・能力開発機構

【職業能力開発（ポリテクカレッジ、ポリテクセンター等）】

①在職者訓練

- 地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止する。
- 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

②職業能力開発大学校

- 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る。

③離職者訓練

- 民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間委託の拡大を図り、機構の行う訓練についても、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

5. 職業能力開発に係る提言

職業能力開発行政に係る提言等

<政府の提言等>

● 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（抄）

（平成17年6月21日閣議決定）

第3章 ー新しい躍動の時代を実現するための取組ー少子高齢化とグローバル化を乗り切る

5. 人間力の強化

我が国を支える基本は“人”である。今後我が国がグローバル化を乗り切り、力強く成長を持続するという観点からも、すべての人が能力を最大限に開花させる社会の実現が不可避であり、これに向けて取組を強化していく。

特に、ミスマッチによる失業の多い若者については、以下の取組を行っていく。

- ①効果的・効率的な職業能力開発を推進していく上で、民間教育訓練機関の一層の活用を始め、訓練機関間の競争を促進することが重要である。このため、個人の選択を機能させる観点から、外国や都道府県における取組を検証しつつ、若者向け職業訓練利用券制度の有効性及び問題点等について、今後1年以内を目途に検討し、結論を得る。
- ②若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート・フリーター等の増加傾向を反転させるため、フリーター20万人常用雇用化プランの充実・強化、地域の相談体制充実等によるニート対策の強化、児童・生徒の勤労観等を育成するキャリア教育等の一層の推進、地域における産学ネットワーク構築の促進など、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を強化・推進する。

● 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（抄）

（平成16年6月4日閣議決定）

第1部 「重点強化期間」の主な改革

4. 「人間力」の抜本的強化

（1）「人間力」強化のための戦略の検討

- ・関係4大臣による若者自立・挑戦戦略会議等の場で、平成16年中に雇用や教育面での課題を含む「人間力」強化のための戦略を検討する。その一環として、雇用のミスマッチを縮小する施策に取り組む。
- ・フリーター・無業者を重点に若年者の雇用・就業対策を強力に推進するとともに、個人の選択を機能させた若年者の能力開発施策の拡充、専門高校・国立高専の教育内容見直しと地域との連携強化等を行う。

（以下 略）

第2部 経済活性化に向けた重点施策

2. 雇用政策・人材育成施策の新たな展開

（1）職業教育の強化と「若者自立・挑戦プラン」の強化

（中略）

（「若者自立・挑戦プラン」の強化）

（中略）

- ・また、地域の産業界の協力を得つつ、地域の産業界、教育機関、行政機関、住民が連携して、地域における経験豊かな人材や施設（工場、サービス施設、職業能力開発校等）を活用した職業教育及び体験活動等の積極的推進を図るなど、同プランを効果的に推進していく枠組みを強化する。

（フリーター・無業者に対する働く意欲の向上等）

- ・若年者雇用への関心を喚起する国民運動の推進、働く意欲の涵養、向上を図る取組、労働体験や職場定着の推進のための施策など、若年者に働く意義を実感させ、その意欲や能力を高める総合的な対策を講じる。

（以下 略）

● 規制改革・民間開放推進3カ年計画(改定)(抄)

(平成17年3月25日閣議決定)

Ⅱ 16 年度重点計画事項

(分野横断的な取組)

1 民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト(官民競争入札制度)」

2 平成17 年度に試行的に導入するモデル事業

(1) ハローワーク(公共職業安定所)関連

(中略)

エ アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放

「アビリティガーデン」(生涯職業能力開発促進センター)は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業(職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む)を市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

なお、具体的な職業訓練の内容(講座の設定や運営、施設の有効活用等)については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。